令和８年９月　定例教育委員会

中央公民館視聴覚室

議事日程（令和８年９月24日　午後２時00分）

日程番号	議事			
1	８月教育委員会会議録の承認			
2	会議録署名委員の指名			
3	教育長報告			
4	議題			
	（1）	議案第43号	大三島地区における小学校の適正配置について	
		その他	今治市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況について	

R8.9.24

９月教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

記

１　報告

８月２７日（木）　今治市校長会、学校給食レシピ講習会
８月２９日（土）　中学生イングリッシュキャンプ（グリーンピア玉川）
～３０日（日）
９月　１日（火）　小・中学校始業式、今治市議会定例会（初日）
９月　２日（水）　姉妹都市レイクランド市親善訪問団の帰国報告会
９月　３日（木）　今治市議会定例会（代表質問・質疑）
９月　４日（金）　今治市議会定例会（一般質問）
９月　５日（土）　東予地区愛護班活動研究集会（波方公民館）
９月　６日（日）　朝倉中運動会
９月　７日（月）　今治市議会定例会（一般質問）
９月　８日（火）　予算特別委員会、地元代表者協議会（大三島）
９月１０日（木）　教育厚生委員会
９月１３日（日）　中学校運動会（日吉・関前、近見、立花、桜井、南、西、北郷、玉川大西、菊間、大島、伯方）
９月１５日（火）　地元代表者協議会（大島）
９月１８日（金）　今治市議会定例会（最終日）
９月１９日（土）　日本一おいしい給食レシピコンテスト
９月２４日（木）　９月定例教育委員会

２　予定

９月２７日（日）　総合防災訓練（別宮小）、亀岡小運動会
９月３０日（水）　地元代表者協議会（菊間）
１０月　１日（木）　中学校新人大会（球技、剣道）（～２日）
１０月　２日（金）　市町村教育委員会研究協議会（博多）
１０月　４日（日）　富田小運動会、清水小運動会
１０月　５日（月）　学校給食運営審議会
１０月　６日（火）　中学校新人大会（柔道）、障がい者団体との意見交換会
１０月　９日（金）　理科教育研究会（日高小）
１０月１４日（水）　小学校陸上記録会
１０月１７日（土）　伯方小運動会
１０月１７日（土）　小中学校合同作品展
～１８日（日）
１０月１８日（日）　小学校運動会（別宮小、波止浜小、波方小）、大三島中運動会
１０月２０日（火）　地元代表者協議会（玉川）
１０月２８日（水）　総合教育会議、今治市ＰＴＡ連合会と市長との意見交換会
１０月２９日（木）　東予地区人権・同和教育研究大会（菊間）
１０月３０日（金）　定例教育委員会

資料　1

第 12 回教育委員会議案第 43 号

大三島地区における小学校の適正配置について

標記の件について、統合方針を次のとおり決定する。

　統合準備が整った後、年度当初から上浦小学校と大三島小学校を統合し、統合校を現大三島小学校の場所に設置する。

令和８年９月 24 日　提出

今治市教育委員会
教育長　小澤　和樹

今治市教育委員会における検討

大三島地区における小学校の適正配置について

１　適正配置の検討

（１）今治市通学区域調整審議会への諮問

全国的にも少子化が進む中で、今治市においても児童生徒数の減少により、学校の過小規模化が進んでおり、子供たちの教育環境や学校運営などにおいて影響を及ぼしている。

そのため、今治市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、市民各層による幅広い観点から、今治市の小中学校の適正な規模や学校配置のあり方について検討するため、令和６年６月に今治市の附属機関である「今治市通学区域調整審議会」（以下、「通学区域調整審議会」という。）に「今治市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について」諮問を行った。

（２）今治市通学区域調整審議会からの答申

通学区域調整審議会では、令和６年６月から令和７年６月までに、６回の審議が行われ、令和７年６月、教育委員会に対して答申が行われた。

「答申」では、学校の「適正規模」及び「適正配置」についての基準がまとめられ、その基準に照らして現在の状況や今後の見込みを検討し、「学校統合の検討を進める必要であると考えられる」統合検討対象校が市内４地区で選定された。

２　教育委員会の学校適正配置についての基本的な考え方

教育委員会では、通学区域調整審議会の答申を受け、令和７年９月に「今治市学校適正配置基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定した。この中で、小中学校の適正規模と適正配置の基準や、適正配置の検討対象校が決定した。

また、適正配置の検討は、教育委員会と地域が協同して進める必要があることから、適正配置について地域の意見集約を図るとともに、学校統合を検討する場として、学校および地域の代表者により構成される「地元代表協議会」を設置することなどの方針を示した。

３　学校適正配置の取組み

大三島地区では基本方針に基づき、令和７年 10 月に大三島地区学校適正配置地元代表協議会が設置され、令和７年 10 月から令和８年９月までに６回の協議がなされた。

また地元代表協議会と並行して、令和８年６月に上浦小・大三島小保護者対象アンケートを実施し地元保護者の意見集約を行った。

４　小学校の適正配置について

教育委員会では、以上のような経緯により、このたび、地元代表協議会地元代表協議会からの意見書が提出されたことから、以下のとおり方針を決定する。

（１）大三島地区の小学校について

統合準備が整った後、年度当初から上浦小学校と大三島小学校を統合し、統合校を現大三島小学校の場所に設置する。

【資料１－２】

【検討資料】

検討資料　１　法令等

検討資料　２　今治市学校適正配置基本方針（抜すい）

検討資料　３　大三島地区小学校　全校児童数

検討資料　４　統合場所を検討するための比較資料（小学校）

検討資料　５　大三島地区地図

検討資料　６　大三島地区学校適正配置地元代表協議会　意見書（写）

検討資料１　「参照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一　教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

（教育機関の設置）

第三十条　地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

【適正規模に係る法令等　抜すい】

学校教育法施行規則

第四十一条　小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

※　中学校については、第七十九条において準用

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第四条　法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一　学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二　通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

２　五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

３　統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

検討資料２　今治市学校適正配置基本方針（抜すい）

１．適正配置の基準

（適正規模）　小学校　：６学級以上（１学年１学級以上）　１学級２０人以上
　　中学校　：６学級以上（１学年２学級以上）　１学級３０人以上

（適正配置）　小学校　：通学距離は徒歩により概ね４㎞以内
　　中学校　：通学距離は徒歩及び自転車により概ね６㎞以内
　　独自基準：陸地部は旧市町村域を越えない、島しょ部は島域を越えない
※統廃合により、遠距離通学となる場合には、スクールバス等の通学助成を検討

（その他）　複式学級を有する過小規模校の課題解消に優先的に取り組む
　　統合校の特色化・魅力化に取り組む
　　学校と地域コミュニティとの関係に十分配慮する

２．今治市における学校適正配置検討対象校

小学校　８校【４地区】

鴨部小学校・九和小学校【玉川地区】　　亀岡小学校・菊間小学校【菊間地区】
吉海小学校・宮窪小学校【大島地区】　　上浦小学校・大三島小学校【大三島地区】

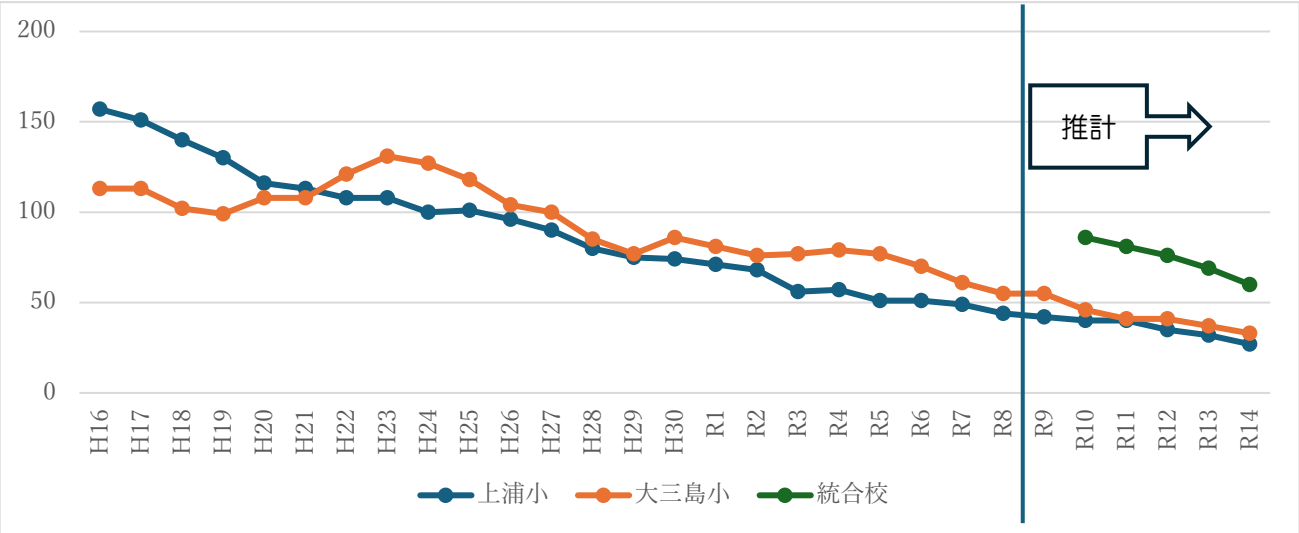
中学校　該当校なし

※中学校に統合対象校はないが、統合校（小学校）において学校の特色化・魅力化を検討する中で、一体的に検討対象となる可能性はある。

検討資料３

大三島地区小学校　全校児童数

ア．全校児童数の推移



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
上浦小	157	151	140	130	116	113	108	108	100	101	96	90	80	75	74
大三島小	113	113	102	99	108	108	121	131	127	118	104	100	85	77	86

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
上浦小	71	68	56	57	51	51	49	44
大三島小	81	76	77	79	77	70	61	55

イ．全校児童数　推定推移

	R9	R10	R11	R12	R13	R14
上浦小	42	40	40	35	32	27
大三島小	55	46	41	41	37	33
合計	97	86	81	76	69	60

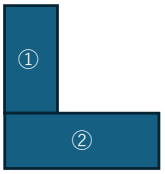
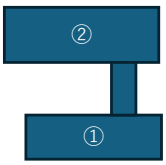
ウ．校区別　児童数（令和８年５月１日現在）

学年							1	2	3	4	5	6
年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
上浦小	0	6	4	4	7	6	5	9	9	4	9	8
大三島小	3	3	8	6	3	10	7	7	8	11	12	10
合計	3	9	12	10	10	16	12	16	17	15	21	18

検討資料４

比較検討資料【施設】

【大三島地区】

				上浦小	大三島小	大三島中
校地	校地の面積（㎡）：建物敷地			4,458㎡	5,497㎡	10,160㎡
施設	校舎	校舎の配置 （面積） 【建築年度】		 校舎①（ 485㎡）【S55】 校舎②（2,083㎡）【S58】 校舎計（2,568㎡）	 校舎 （2,193㎡）【S59】	 校舎①（1,604㎡）【S48】 校舎②（2,365㎡）【S48】 校舎③（ 267㎡）【S49】 校舎計（4,236㎡）
		耐震補強	補強済みの棟	―	―	校舎①②③【H25】 体育館 【H25】
			補強が不必要な棟	校舎①② 体育館	校舎 体育館	―
			補強が必要な棟	―	―	―
		大規模改修等	施行年度	―	―	校舎①②③体育館【H25】 （屋上・外壁改修）
		保有教室数		13	13	21
		保有教室数の内普通教室として使用できる教室数		8	8	12
		特別教室数		⑤ 家庭科室 図書室 図工室 音楽室 理科室	⑤ 家庭科室 図書室 図工室 音楽室 理科室	⑨ 被服室 調理室 図書室 木工室 金工室 音楽室 美術室 理科室×2
	体育館	面積（㎡）		814㎡	911㎡	1,602㎡
		建築年度		S55	S59	S48
	校庭	面積（㎡）		6,260㎡	4,944㎡	17,372㎡
通学	最遠距離（km）			8.2	10	9.2
その他	特別支援学級の設置（学級）			1	2	1

検討資料　5

バス停留場所　　学校位置

大三島地区地図

約１km

古江
肥海
盛港
住宅前
大見
大見支所
明日
保育園
宮浦農協
大山祇神社
上浦小
大三島小
大三島中
大三島小
口総
宗方
砂塚
野々江
ハアラ
甲口
観音堂
水場
川尻
甘崎
三軒家橋
大原口
福祉センター
八股
瀬戸
宮前
出口
村下新田
出走

【資料１－３】

検討資料　６

意見書

写

令和８年９月 16 日

大三島地区学校適正配置地元代表協議会

令和８年９月 16 日

今治市教育委員会
教育長　小澤　和樹

大三島地区学校適正配置地元代表協議会
会長　　越智　秀雄

大三島地区学校適正配置地元代表協議会の意見書の提出について

大三島地区学校適正配置地元代表協議会は、「第２次今治市学校適正配置基本方針」（令和７年９月策定）に基づき、大三島地区の小学校の適正配置を検討するために、令和７年 10 月に設置されました。これまでに、６回の協議を経て、次のとおり協議会としての意見を取りまとめましたので、提出いたします。

１　協議事項

「上浦小学校、大三島小学校」の適正配置について

２　協議会としての意見

統合準備が整った後、年度当初から上浦小学校と大三島小学校を統合し、統合校を現大三島小学校の場所に設置する。

３　協議事項に対する考え方

①学校の場所について

当協議会では、「第２次今治市学校適正配置基本方針」に示された上浦小学校と大三島小学校の適正配置について検討した。

当地区においては、平成 24 年４月の意見書提出から 10 年以上経過し、上浦小学校では複式学級が２学級生じるなど急速な少子化が進み、学校過小規模化が進んでいる。

当協議会では、主に統合により同学年の友だちが増えることや、教育面で充実するといったメリットが考えられた他、複式学級がある学校での、

教職員数が少なく学校運営が困難な状況を理解し、小学校の統合には前向きに議論した。

将来的な児童数の減少を考慮すれば、中学校校舎で小中一貫校として施設集約することが望ましいといった意見もあった。一方、９年間同じ校舎で過ごすことによる環境の固定化は、人間関係の固定化とともに子どもにとって刺激が少なくなることや、同一校舎での中学生への影響を考えると時期尚早ではないかという意見もあった。

当地区においては、小中学校を上浦町または大三島町のどちらかに偏らせないでほしい、という意見が強い。

既存の小学校で取り組んでいる体験学習の状況について、移動時間等の事情により、学校から近い場所での体験や、学校から近い地域の人との交流となる傾向を学校関係者からご教示いただいた。

そのため、小学校・中学校がそれぞれの立地を生かしつつ、島内全体での教育資源を活用し、児童生徒が上浦町・大三島町それぞれの良さを知りながら、学びを深めるよう教育環境を整えていただきたい。

以上のことから、統合校の設置場所については、専門的見地からの助言を教育委員会事務局に求め、統合小学校を現大三島小学校の場所に設置するという結論に達した。

②学校の在り方について

小学校同士の統合をした場合、１学年１学級である小規模校であることから、一人一人に目が届きやすいきめ細かな指導を続けていただきたい。

そして、特色や魅力づくりについて全国的な事例の中から統合小学校において取り組める事例を事務局から紹介いただいた。

学校関係者からは、デュアルスクールという既に始まっている特色ある取り組みを紹介いただいた。

統合校においては、既存の小学校で取り組んでいる体験学習を再構築し、上浦町、大三島町それぞれでの体験学習に取り組んでいただき、全国的な事例を参考に島内全体を学ぶ体験を行っていただきたい。

また、同年代との交流、中学校の生徒や教員との交流、また他校の児童との交流を図る上で、積極的にＩＣＴ環境を活用し、距離・時間を超えたつながりを作ってほしいと願う。

４　配慮すべき事項

- 学校施設や設備等の整備及び改修について、児童にとって不便のないよう、計画的に実施していただきたい。
- 統合に向けて、保護者、教職員、地域と教育委員会が連携を図り、子どもたちの不安を解消していただきたい。また、統合後についても、在学途中で統合する児童の心理的な面に配慮していただきたい。
- 旧町を越えて通学する児童について、安全に通学ができるよう配慮していただきたい。通学バスの便については、始業時間との調整や、クラブ活動後の下校時間にも対応するなど工夫をしていただきたい。
- 学区の児童クラブを存続させ、送迎等の利便性に影響がないよう考慮いただきたい。
- 地域行事などにおいては、統合後も上浦町、大三島町それぞれの地域と学校との協力関係がつくれるよう配慮していただきたい。
- 統合校となる現大三島小学校の教職員用駐車場を継続的に確保していただきたい。また校区が広範となるため、児童の送り迎えを車で行う保護者が増えることから駐車場の拡張について配慮いただきたい。

資料１　意見書提出時　委員名簿

No.	氏名	所属・役職	協議会役職	備考
1	つじ　りょうた 辻　亮大	上浦小学校ＰＴＡ・会長		
2	ごとう　かつみ 後藤　克巳	上浦小学校ＰＴＡ・副会長		
3	かん　たくや 菅　拓也	大三島小学校ＰＴＡ・会長		
4	すぎの　ゆうき 杉野　裕輝	大三島小学校ＰＴＡ・副会長		
5	よつだ　ゆみ 四田　有美	上浦認定こども園保護者会・会長		３名のうち、２名出席
6	あかむね　かな 赤宗　佳奈	上浦認定こども園保護者会・副会長		
7	つじ　ひさこ 辻　尚子	上浦認定こども園保護者会・副会長		
8	いくた　かなこ 生田　可南子	大三島認定こども園保護者会・会長		
9	かん　りな 菅　李奈	大三島認定こども園保護者会・副会長		
10	たはら　いちじゅ 田原　一壽	上浦町連合自治会・会長		
11	あさうみ　ひろずみ 浅海　廣積	上浦町連合自治会・副会長		
12	さかい　しん 酒井　伸	大三島町連合自治会・会長		
13	わたなべ　きよし 渡邊　潔	大三島町連合自治会・副会長		
14	てらもと　ゆみ 寺元　由美	上浦地区民生児童委員協議会・主任児童委員		
15	おがさわら　ふみ 小笠原　史	大三島地区民生児童委員協議会・主任児童委員		
16	かねもと　けいすけ 金本　圭介	学識経験者	副会長	

No.	氏名	所属・役職	協議会 役職	備考
17	おち　ひでお 越智　秀雄	学識経験者	会長	
18	すやま　のりひろ 陶山　紀宏	上浦小学校・校長		
19	いはら　みつあき 井原　光明	大三島小学校・校長		
20	とくなが　たつお 徳永　竜夫	大三島中学校・校長		

事務局	今治市教育委員会 （教育大綱推進課、学校教育課、上浦・大三島地域教育課）

オブザーバー	しまなみ振興課主幹（上浦・大三島地域担当）

資料　2　開催経緯

大三島地区学校適正配置地元代表協議会	
開催日時	主な協議事項
設立準備会及び 第１回開催 令和７年 10 月 27 日	・ 協議会設立の趣旨等、協議会の委員、規約
	・ 委員紹介、会長及び副会長の選出 ・ 会議の運営方法、今後の進め方 ・ 統合検討対象校の現状について
第２回開催 令和７年 12 月９日	・ 前回出た質問、要望への回答 ・ 学校小規模化による教育上の課題 ・ 学校統合による地域への影響
第３回開催 令和８年２月５日	・ 望ましい学校のあり方 ・ 中間まとめ
第４回開催 令和８年５月 25 日	・ 委員の変更について ・ 望ましい学校のあり方
第５回開催 令和８年７月 23 日	・ 望ましい学校のあり方 ・ 意見書素案の検討
第６回開催 令和８年９月８日	・ 意見書素案の検討・承認

今治市立学校の教育職員に関する業務量管理･健康確保措置実施計画
令和8年度1学期の進捗状況について(報告)

R8/09/24

学校教育課

令和８年４月に策定した「今治市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について、１学期（４月～７月）の進捗状況を報告します。

1. 目標に対する1学期の状況（時間外在校等時間について）

目標①　各学期における１月の平均時間外在校等時間が 80 時間を上回る教育職員の割合を０％とする。**→小学校 2.9%、中学校 0.6%**

目標②　各学期における１月の平均時間外在校等時間が 45 時間を上回る割合を、20%以下にする。**→小学校 31.4%、中学校 27.6%**

【校種別　時間外在校時間の状況】（令和８年度１学期）

	月平均	学期 120ｈ以内	～45ｈ未満	45～80ｈ未満	80ｈ～
小学校	月 39.0ｈ	31.0%	68.6%	28.5%	2.9%
中学校	月 37.5ｈ	36.0%	72.4%	27.0%	0.6%

【職種別　時間外在校等時間の状況】（令和８年度１学期）

	月平均	学期 120ｈ以内	～45h 未満	45～80ｈ未満	80ｈ～
校長	33.6ｈ	34.0%	83.7%	15.8%	0.5%
教頭	60.2ｈ	0.0%	43.2%	43.2%	13.5%
教諭等	37.7ｈ	34.0%	70.2%	28.1%	1.7%

＜参考＞

【校種別　時間外在校等時間の状況】（令和７年度）

	月平均	年 360ｈ以内	～45ｈ未満	45～80ｈ未満	80ｈ～
小学校	月 34.4ｈ	38.0%	68.1%	29.7%	2.2%
中学校	月 34.7ｈ	38.0%	71.5%	26.4%	2.1%

【職種別　時間外在校等時間の状況】（令和７年度）

	月平均	年 360ｈ以内	～45h 未満	45～80ｈ未満	80ｈ～
校長	29.1ｈ	45.0%	82.3%	17.7%	0.0%
教頭	54.6ｈ	10.0%	42.5%	48.1%	9.4%
教諭等	34.0ｈ	38.3%	69.9%	28.2%	1.9%

2. 業務量管理・健康確保措置の実施状況

・　令和９年度からの「学校徴収金システム」導入に向けて、説明会及び研修会を実施した。**→38 校が導入予定**

・　**令和 10 年度末までに休日の運動・文化部活動を完全に地域展開へと移行**していく計画で、学校及び競技団体との協議を進めている。

・　**「チーム担任制」を大西小学校の第６学年で導入**した。２学級を３名の担任が協働して受け持つ体制づくりに取り組んでいる。

・　休日及び勤務時間外の対応として、**学校設置の電話機に通話録音装置、及び自動音声システム（休日・時間外における業務終了アナウンス自動応答装置）を導入**し、業務改善の推進を図る。**→11 月中に全校設置の予定**

・　各学校に対して、教育職員がリフレッシュすることを目的に、今年度は、土日祝日を含め、**夏季休業期間に９日連続、冬季休業期間に７日連続の学校閉庁日**を設けた。

3. 総括

令和８年度１学期は、繁忙期である４月を含むため、令和７年度の年間実績との比較には留意が必要であるが、目標としている「80 時間超の教育職員割合０％」及び「45 時間超の教育職員割合 20%以下」の達成には至っていない。また、小・中学校ともに月平均時間外在校等時間は令和７年度を上回っている。

一方で、45 時間未満の教育職員の割合が小・中学校ともに増加するなど、長時間勤務については一部に改善が見られる。特に中学校では、部活動ガイドラインに沿った活動時間の適正化や、効率的な部活動運営の工夫なども、長時間勤務の抑制につながっているものと考えられる。その一方で、教頭の時間外在校等時間は依然として高く、負担軽減が課題となっている。こうした状況を踏まえ、学校経営アドバイザーによる学校訪問を通して、管理職への指導・助言を行うとともに、特に経験年数の少ない管理職や主任職に対しては、具体的な業務の進め方を示すなど、学校運営を支援している。

また、１学期に実施した全学校への学校訪問では、各校からの報告内容に「業務改善の工夫」を加え、各校における具体的な取組状況の把握に努めた。こうした取組の中から好事例を共有し、市全体の業務改善につなげていく。

引き続き、業務量管理・健康確保措置を着実に進めるとともに、各校における業務改善の取組を支援し、教育職員の負担軽減につながる取組の充実を図りながら、働き方改革を一層推進していく。

資料２－２

今治市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 ８ 年 ４ 月

今治市教育委員会

目　　次

１．計画の趣旨・現状　・・・・・・・・・・・・・・・・　１～２

２．目　標　　・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３．計画の期間　　・・・・・・・・・・・・・・・・　３

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・　３～６

５．関連する取組、今後のフォローアップについて・・　６～７

1. 計画の趣旨･現状

⑴ 計画の趣旨

教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正給特法」という。）に基づき、教育職員の健康と福祉を確保するために必要な措置を講じることを目的としている。

本市の教育大綱では、「子どもが真ん中で輝くやさしいまち“今治”～豊かな心と生きる力を育む～」を基本理念に掲げ、「家庭」「学校」「地域社会」が一体となって豊かな教育を推進することを目指している。その実現のためには、教育職員一人一人が心身ともに健やかで、やりがいを持って教育活動に取り組める環境を整えることが重要である。

こうした環境づくりの一環として、ＤＸ分野において、授業支援システムを導入することで、教材準備のＩＣＴ化や、児童生徒による話合い活動の効率化を実現した。また、家庭学習や自主学習においてスタディサプリ等のドリルソフトを活用することで、これまでの採点や教材の準備に費やしていた時間を大幅に短縮することができた。これらの効率化によって生まれたゆとりの時間を、教育職員が子ども一人一人と心を通わせ、きめ細かな指導を行うための「本来の時間」として還元していくことを目指している。

教育職員が過度な負担を抱えることなく、子どもと向き合う時間や授業づくりに必要な時間を確保できることは、教育の質を高め、子どもたちの健やかな成長を支えるために欠かせない。また、業務の効率化や業務内容の見直し等を通じて、教育職員が専門性を十分に発揮できるようにすることは、教育活動への充実感や働きがいの向上にもつながる。

今治市教育委員会としては、教育職員が子ども一人一人と向き合う時間を確保し、より質の高い教育活動を推進するとともに、教育職員のワーク・ライフ・バランスと働きがいの更なる向上を図ることを目指し、本計画を策定する。

⑵ 本市の現状

○ 本市では、令和元年 12 月に、「今治市立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」や「今治市立学校の業務改善方針」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ 愛媛県教育委員会が愛媛大学と連携して令和２年度から実施している、「小中学校における働き方改革における意識調査」の結果を分析し、教育職員の「働きがい」に関しての意識向上を視点とした業務改善の推進に努めている。

○ こうした取組の結果、近年の本市における教育職員の時間外在校等時間や「働きがい」等に関する意識調査の状況は、以下のとおりであった。

【校種別　時間外在校等時間の状況】（令和６年度）

	月平均	年 360ｈ以内	～45ｈ未満	45～80ｈ未満	80ｈ～
小学校	月 35.6ｈ	30.5%	66.3%	31.0%	2.7%
中学校	月 35.2ｈ	34.8%	70.0%	28.0%	2.0%

【職種別　時間外在校等時間の状況】（令和６年度）

	月平均	年 360ｈ以内	～45h 未満	45～80ｈ未満	80ｈ～
校長	29.2ｈ	57.5%	84.8%	14.4%	0.8%
教頭	51.0ｈ	7.7%	46.6%	44.9%	8.5%
教諭等	35.4ｈ	32.7%	67.7%	30.0%	2.3%

○　時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は、約 30%である。割合は高くはないが、月 80 時間を超える教育職員も存在する。職種では、教頭の割合が高い。学校現場の状況から、依然として生徒指導や保護者対応、教材研究、部活動などの業務の負担感が大きく、適材適所の人員配置や役割分担、部活動地域展開の促進等を図ることによって、教育職員の時間的余裕の創出や子どもと向き合う時間の確保が急務となっている。

【働きがい等の状況】「小中学校における働き方改革における意識調査」

	ワークエンゲージメント	主観的幸福感	抑うつ傾向	学びの実践
Ｒ７県平均	30.4	6.5	5.0	4.6
Ｒ７市平均	29.8	6.3	5.5	4.7
Ｒ６市平均	29.9	6.3	5.0	4.4
Ｒ５市平均	30.2	6.2	5.4	4.3

愛媛大学教職大学院　露口教諭の研究及び調査より
・ワークエンゲージメント：「やりがい」（０→５４高い方がよい）
・主観的幸福感：「ワーク・ライフ・バランス」（０→１０高いほうがよい）
・抑うつ傾向：「メンタルヘルス」（２４→０低い方がよい）
・学びの実践：「専門性を育む」「講座等への参加」等（０→９高い方がよい）

○　県全体の数値と比較して、本市の教育職員の「働きがい」は、県平均、もしくは若干ではあるが、低い結果となっている。

○　こうしたことを踏まえ、改正給特法第８条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目 標

⑴ 時間外在校等時間に関する目標

① 各学期における１月の平均時間外在校等時間が 80 時間を上回る教育職員の割合を０％とする。

② 各学期における１月の平均時間外在校等時間が 45 時間を上回る割合を、20%以下にする。

・ 学期ごとに①及び②の目標達成状況を確認し、学校への指導や助言を随時行うことで、年度末の目標達成を目指す。その結果、教育職員一人当たりの１か月時間外在校等時間が平均 30 時間に近づくように努める。

⑵ ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

（【 】内はＲ６年度の数値）

・ 夏季休暇５日の取得率を 100%とする。【99%】

・ 年間の年次有給休暇の取得日数１０日以上を 100%とする。【87.3%】

（新規採用教育職員を除く。）

・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を５％までに減少させる。【10.6%】

・ 「小中学校における働き方改革における意識調査」における働きがいに関する４項目において、県の平均値を上回る。【１/４項目】

・ 「今治市運動部（文化部）活動の在り方に関する方針」に基づき、休養日（平日１日、土・日の内１日）の設定と活動時間（平日２時間程度、休日３時間程度）を順守する。

・ 中学校部活動の地域展開を拡充し、令和 10 年度末を目標に、休日の運動・文化部活動を地域に完全展開する計画で進める。

3. 計画の期間

令和８年度から令和 11 年度まで(ただし、毎年度、目標数値の見直しを行う。)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点目標として、以下の内容に取り組む。

⑴ 「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

● 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登下校の時間帯に、保護者や各小学校区のまもり隊、学校支援ボランティアなどに協力を依頼し、

登下校時の通学路の見守り活動を推進する。

● 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

・ 放課後から夜間（学校管理下外）における見回りについては、警察や青少年センターが行っている補導活動や巡視活動に委ねることとし、学校における自主的な見回り活動は原則行わないこととする。また、今治市青少年問題協議会や児童・生徒をまもり育てる協議会、生徒指導主事会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

● 学校徴収金の徴収・管理

・ 令和９年度より、学校徴収金システムを導入し、学校での現金取扱い業務を無くす。（岡村小・関前中は除く）

● 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等において、学校では対応が困難な事案への対応

・ 市長部局や県との連携を強化し、学校では対応できない過剰な苦情や不当な要求（カスタマーハラスメント）等に対しては、市の顧問弁護士や県のスクールロイヤー制度を活用して相談や対応に当たる。

● 学校を経由したチラシ等の周知方法の見直し

・ 「市立小中学校を経由したチラシ等の周知に関するに関する運用方針」を策定し、学校外部の団体等から学校を経由して児童生徒及び保護者に対し配布されるチラシ等印刷物について、配布の承認に関する取扱いを明確化するとともに、本市ホームページ内の「小学校・中学校向けイベントチラシ等掲載ページ」に 掲載する基準を定め、学校を経由した印刷物配布の内容及び方法を適正化する。（令和７・８年度を移行期間とし、令和９年度からは、原則、紙媒体でのチラシ等の配布は行わない。）

② 教員以外が積極的に参画すべき業務

● 部活動の地域展開

・ 令和６年度より「部活動地域展開実証事業」及び令和８年度より「部活動地域展開補助事業」を活用し、できる種目から休日の部活動を地域展開へと移行している。令和７・８年度で更に拡充し、令和 10 年度末までに休日の運動・文化部活動を完全に地域展開へと移行していく計画で進める。

③ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

● ＩＣＴ機器、システムの充実

・ 授業支援システムや学習支援ソフト等を活用することにより、教材準備や採点等に費やす時間を短縮する。

・ 校務支援システムの機能や愛媛県が開発したＣＢＴシステム（ＥＩＬＳ）等を効果的に活用することにより、授業準備や採点業務、成績

処理等に係る事務負担を軽減する。

・　グループウェアを刷新し、教育職員間、各学校と教育委員会間での情報共有を強化するとともに、業務効率化を図る。

● 授業準備等への支援

・　授業者が子どもと向き合う時間を確保するために、授業準備や事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（ＳＳＳ）を配置するとともに、学校支援ボランティアや、大学生による有償ボランティアを登録し、授業補助や学校生活補助として学校に派遣する。

・　ＩＣＴを活用した授業力を向上させるため、ＩＣＴ支援員を配置する。

● 支援が必要な児童生徒、家庭への対応

・　スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、ハートなんでも相談員等の専門的な知見を活用しつつ情報交換を密にした相談支援体制の更なる構築を図る。

・　授業において、配慮が必要な児童生徒に対して、学習の支援を行う学習アシスタントを配置する。

・　特別支援学級の児童生徒を対象に、学校生活全般への支援として学校生活支援員を配置する。

・　令和４年度より本市独自の不登校対策事業「愛と心をつなぐ不登校対策事業」を開始し、令和５年度より愛媛県で初めて全小中学校（岡村小・関前中は除く）に校内サポートルームを開設した。不登校対策支援員を配置して不登校傾向にある児童生徒の安全・安心な居場所づくりの支援体制を構築している。また、年４回、不登校対策支援員研修会を実施し、講師を招いての不登校支援の研修や支援員同士のサポートルームのより良い運営の在り方等についての情報共有を行っている。サポートルームの利用状況については、以下のとおりである。

	サポートルーム利用者数		
	小学校	中学校	合計
令和５年度	61	62	123
令和６年度	71	107	178
令和７年度	79	121	200

⑵　学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・　「チーム担任制」を導入し、一つの学級や学年を複数の教育職員が協働して受け持つ体制づくりに取り組む。従来のように一人の学級担任が全ての学級運営・指導・保護者対応等を担うのではなく、複数の教育職員がチームとして児童生徒を支え、「一人で抱え込まない学校づくり」を目指すとともに、教育職員間の連携を深め、教育の質向上及び働き方改革の推進を図る。

・　各学校の教育課程における年間授業時数や週の授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回っている場合は、指導体制の見直しを行い、教育職員のゆとりの時間を創出する。

・　当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃活動・頻度の見直し、放課後に行っている活動を勤務時間内での設定にするなど、日課表の点検・工夫を行う。

・　休日及び勤務時間外の対応として、学校設置の電話機に通話録音装置、及び自動音声システム（休日・時間外における業務終了アナウンス自動応答装置）を導入し、業務改善の推進を図る。

⑶　教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

・　１月の時間外在校等時間が 100 時間を超える教育職員又は連続する２月から６月のそれぞれの期間における各月の時間外在校等時間の１月当たりの平均時間が 80 時間を超える教育職員は、産業医による面接指導を実施する。

・　各学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100％にし、実施後の分析結果等を活用して職場改善を推進する。また、必要に応じて個人に対して産業医による面接を行う。

・　年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

・　各学校に対して、教育職員がリフレッシュすることを目的に、長期休業期間中（夏季休業期間及び冬季休業期間）に週休日及び祝日を含めた連続７日以上の学校閉庁日を設ける。

・　教育職員が健康で安心して働く環境づくりを推進するための相談窓口が活用できるよう、積極的に周知を図る。（教育職員健康相談室・メンタルヘルスさくらさん［ＡＩ診断］、産業医面接相談等）

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

⑴　教育委員会は、この計画における取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況、及び愛媛県教育委員会が実施する意識調査から教育職員のやりがい等を把握し、毎年度、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。

⑵　各小中学校の校長は、学校運営協議会において、学校運営に関する基本的な方針の中に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含め、承認を得る。また、年度末に取組状況を報告する。

⑶　時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入してい

るストレスチェックの結果から把握する。

(4)　教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを実施し、指導や助言を行う。　特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を行う。

(5)　各学校における働き方改革の取組が進むよう、校長会や教頭会等、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6)　保護者や地域の理解を促進するため、各学校で学校運営協議会等を中心に「業務の３分類」である「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、協力が得られるよう依頼する。また、教育委員会も地域や保護者団体など、あらゆる機会を捉えて周知するとともに、学校への協力を依頼していく。

(7)　学校生活での児童生徒等の支援及び教育職員の負担軽減に関わる学校生活支援員や学習アシスタント、不登校対策支援員、スクールサポートスタッフ（ＳＳＳ）など、人材の確保については、県や市関係部局と連携しながら、引き続き取り組んでいく。